

一般社団法人マンガジャパン 会員規則

(目的)

第1条 一般社団法人マンガジャパン（以下「この法人」という。）の定款に基づいて、この法人の会員規則を定める。

(会員の種類)

第2条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人である団体で、法人法上の社員としてこの法人の総会において議決権を有する者をいう。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人をいう。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体をいう。
- (4) 名誉会員 この法人及び漫画文化発展に特に功労があった個人で、理事会の過半数の推薦により、この法人の総会の決議をもって承認された者をいう。

(入会と手続)

第3条 この法人の会員となろうとするものは、第2条に定める会員種別ごとに以下の通り入会手続きを行う。その手続きに関しては、名誉会員を除き、この法人の理事会が定める入会申込書様式に従って行う。

- (1) 正会員 個人として正会員になろうとする者は、会員入会申込書様式1-1aに必要事項を記入の上、正会員2名の推薦を受け、理事会に入会の申込みをして、代表理事の承認を受けなければならない。

法人である団体が正会員になろうとする場合は、会員入会申込書様式1-1bを用いて、当該法人の法人名と共に法人登記上の代表者名、その他必要事項を記入して、正会員2名の推薦を受けて理事会に入会を申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その際、総会において議決権を行使し、かつ、正会員としてこの法人に対して権利を行使しようとする者が法人登記上の代表者と異なる場合は、その者の氏名と当該法人における役職名を併せてこの法人に届け出なければならない。法人正会員による代表者と異なる権利行使者の届け出は、入会手続き完了後であっても、書面をもっていつでもすることができる。その後、代表者と異なる権利行使者の変更をする届け出についても同様とする。

法人格のない団体が正会員として入会申し込みを行う場合は、会員入会申込書様式1-1aを用いて、当該団体を代表する者1名を単位として必要事項を記入の上、正会員2名の推薦を受けて理事会に入会の申込みをして、代表理

事の承認を受けなければならない。

- (2) 準会員 会員入会手続申込書様式 1-2 に必要事項を記入の上、正会員 2 名の推薦を受け、理事会に入会の申込みをして、代表理事の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員 会員入会手続申込書様式 1-3 に必要事項を記入の上、理事会に入会の申込みをして、代表理事の承認を受けなければならない。この場合、法人である団体が賛助会員となる場合は、その法人の法人登記上の代表者名によって届け出なければならない。
- (4) 名誉会員 正会員の推薦を受けた本人が承諾をして、理事会の推薦により、この法人の定款第 18 条第 1 項の規定による総会の決議をもって指名を受けなければならない。この場合、正会員による推薦方式についてはその様式を問わない。ただし、総会決議により指名された者は、この法人の代表理事から書面による任命を受ける。

(経費の負担の義務)

第 4 条 この法人の定款第 8 条に基づき会員が負担すべき会費等は、この法人の総会の決議にもとづいて下記の通りとする。

- (1) 正会員の年会費は、20,000 円とする。
 - (2) 準会員の年会費は、10,000 円とする。
 - (3) 賛助会員の年会費は一口単位 50,000 円とする。
 - (4) 名誉会員から会費を徴収しない。
2. 正会員及び準会員であって、毎年度 1 月において会員であるもの（個人又は団体）は、その 1 月が属するこの法人事業年度に係る上記(1)(2)の年会費を、その年度の 3 月末日までに、現金又はこの法人が指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。
3. 正会員及び準会員であって、当該事業年度が開始された 6 月以降に入会を承認された会員が支払うべき当該年度に係る年会費の額は、入会承認を受けた月に応じてその入会期間を四半期単位の割合で計算して以下の通りとする。
- | | | |
|--------|--------------|----------------------|
| 入会承認月が | 1 月～3 月の場合 | 規定年会費全額 |
| 入会承認月が | 4 月～6 月の場合 | 規定年会費に 4 分の 3 を乗じた金額 |
| 入会承認月が | 7 月～9 月の場合 | 規定年会費に 4 分の 2 を乗じた金額 |
| 入会承認月が | 10 月～12 月の場合 | 規定年会費に 4 分の 1 を乗じた金額 |
- この場合、3 月末日を経過して当該事業年度終了月の 5 月までの間に入会したものは、この法人の請求に応じて速やかに同様の方法にて支払うものとする。
4. 賛助会員が支払う会費は、年度途中の入会であっても年間一口単位の金額に変更はなく、一口以上をもって前 2 項で規定する支払時期に準じて、現金又はこの法人が指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。
5. 各会費についての請求書は、入会申込書提出時に発行する。以降、継続会員につい

ては毎年1月、当該年度の請求書を発行する。

(規則等遵守の義務)

第5条 この法人の会員は、この法人が定める規程、ガイドラインならびに基準、その他関係法令を遵守し、かつ、法人の行う事業に協力する。

2. この法人の会員は、各種別会員として知り得たそれぞれの種別会員外に公表してはならない重要事項、機密保持事項に関しては当該種別会員外の会員及び第三者に対して一切の伝達漏洩をしてはならない。
3. この法人の会員は自らの会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかにこの法人の事務局に連絡し、その指示に従って登録情報を変更しなければならない。

(正会員及び準会員の入会手続き)

第6条 この法人の代表理事は、理事会を経由して第3条の(1)(2)に係る入会申込書を受領したときは、申込者の入会の許否を判断し、その結果を速やかに通知するように努める。

2. 入会が承認された場合、申込者は第4条第1項、2項、3項及び第5項に規定する会費等の負担義務と支払い方法等について承諾したものとみなす。
3. 入会が承認された場合、申込者は第5条各項に規定する会員の特典について承諾したものとみなす。
4. 入会及び入会の許否の理由は開示しないものとする。

(賛助会員の入会手続き)

第7条 この法人の代表理事は、理事会を経由して第3条の(3)に係る入会申込書を受領したときは、申込者の入会の許否を判断し、その結果を速やかに通知するように努める。

2. 入会が承認された場合、申込者は第4条第1項、4項及び第5項に規定する会費等の負担義務と支払方法について承諾したものとみなす。
3. 入会及び入会の許否の理由は開示しないものとする。

(名誉会員の入会手続き)

第8条 第3条(4)に係る総会の決議をもって名誉会員の指名が行われた場合、代表理事はその氏名を受けた者に対して、速やかに書面による任命をするように努める。

(休会)

第9条 正会員、準会員、賛助会員が休会を希望する場合は、代表理事にその旨を申し出て、代表理事の承認に基づき会費の徴収を猶予することができる。

(任意退会)

第10条 退会を希望する正会員は退会届様式 2-1 に、準会員は退会届様式 2-2 に、賛助会員は退会届様式 2-3 に必要事項を記入の上、退会を希望する日の 30 日前であって、かつ、退会希望日の属する月の前月の 10 日までに代表理事に対して届け出ることによって退会できる。

2. 名誉会員が退会を希望する場合は、理事会又は代表理事にその旨を申し出て、理事

会から総会に提案の上、定款第 18 条第 1 項の規定による総会の決議をもって承認を受けなければならない。

3. 前 2 項の規定に関わらず、やむを得ない事由があるときは、各会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 定款第 10 条の規定に従い、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、法令の定めにもとづいて、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第 12 条 定款第 11 条の規定に従い、前 2 条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1)定款第 8 条及び本規則第 4 条の会費等支払い義務を 3 年以上履行しなかったとき
- (2)総正会員が同意したとき
- (3)当該会員が死亡又は解散もしくは破産したとき

(本規則の改廃)

第 13 条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2. この規則の改廃の効力は、理事会の決議によって改廃があった後、この法人の各会員に対してこの規則の改廃に関する通知が電磁的方法又は書面にて送達されたとみなされる日に発生する。

附 則

この規則は 2015 年 1 月 10 日から施行する。

2. 2016 年 7 月 1 日より、本改訂版を施行する。